

排水設備工事関係様式一覧

- ①排水設備等計画（変更）確認申請書
- ②排水設備等計画（変更）確認書
- ③排水設備等計画軽微変更届出書※ 1
- ④排水設備計画軽微変更届出書（農業集落排水）※ 2
- ⑤排水設備等完工届
- ⑥排水設備等検査済書
- ⑦公共下水道使用（開始・休止・廃止・変更）届出書
- ⑧農業集落排水処理施設使用開始等届出書※ 2
- ⑨使用水量及び氷雪製造業等汚水排除量申告書
- ⑩公共下水道使用量認定簿
- ⑪誓約書（使用量等申告）
- ⑫誓約書（屋内及び屋外の既存管使用）
- ⑬誓約書（屋内の既存管使用）
- ⑭誓約書（借家・アパート等の設置者用）
- ⑮借家・アパート等使用者及び取付メーター一覧表
- ⑯排水設備接続承諾書

注意

※これらの様式は変更されることがありますのでご承知ください。

※文言の変更はしないでください。

※目的の様式のみ印刷するよう注意してください。

排水設備工事関係様式一覧

各申請に必要な様式・書類の目安（その他にも市が資料の提出を求める場合があります。）

申請の種類	書類の提出時期			備考	
	確認申請時	完工前	完工時		
新築の家屋等の排水設備工事	①,②		⑤,⑥,⑦又は⑧		
新築の借家・アパートの排水設備工事	①,②		⑤,⑥,⑦又は⑧,⑭,⑮	⑦又は⑧は空室の場合まとめて1枚で提出	
既設の家屋等の排水設備工事	①,②,⑫又は⑬		⑤,⑥,⑦又は⑧		
既設の借家・アパートの排水設備工事	①,②,⑫又は⑬		⑤,⑥,⑦又は⑧,⑭,⑮	⑦又は⑧は部屋（使用者）ごとに必要	
その他	市の確認を受けた後、工事内容に変更がある場合（軽微なもの）		③又は④		
	市の確認を受けた後、工事内容に変更がある場合（軽微でないもの）		①,②	変更部分の工事着手前	
	排水設備の工事を伴わず、使用水の区分を変更する場合			⑦又は⑧	切替えた日付は必須
	汚水排除量について認定が必要な場合（市水道メーターの使用水量が汚水排除量とならない場合）※3			⑦又は⑧に加え⑨,⑩,⑪	⑨は偶数月毎に下水道管理課に提出すること、自己メーターの設置、系統図を要す
	他者が所有する排水設備及び他者の敷地を利用し、他者の敷地内にある既存公共ますを利用したい場合	⑯			
	井戸水のみを使用する者が料金の口座振替を希望する場合			口座振替依頼書	市窓口で配布

様式のほかにも、各様式に記載されている図面・写真等を添付してください。

※1 軽微な変更かそうでないかは、軽微変更届の注意書きを参照してください。

※2 農業集落排水の使用の場合は、これを提出してください。

※3 井戸水のみで、家事用以外の用途で使用している場合も該当